

# 安城市立城ヶ入こども園 重要事項説明書

令和7年6月26日現在

## 1 事業者

|         |                |
|---------|----------------|
| 事業者の名称  | 安城市            |
| 代表者     | 安 城 市 長        |
| 法人の所在地  | 愛知県安城市桜町18番23号 |
| 法人の電話番号 | 0566-76-1111   |

## 2 保育理念

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

## 3 基本方針（または運営方針）

- (1) 家庭との緊密な連携の下に環境を通して養護と教育を一体的に行います。
- (2) 乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにします。
- (3) 乳幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行います。
- (4) 乳幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい遊びや生活ができるよう総合的な保育を行います。
- (5) 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら援助します。

#### 4 認定こども園の概要

|             |                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 施設の名称       | 安城市立城ヶ入こども園                                            |
| 施設の所在地      | 安城市城ヶ入町丸根 3 番地                                         |
| 電話番号        | 電話番号 0 5 6 6 - 9 2 - 0 0 4 6                           |
| 開設年月日       | 昭和 2 7 年 3 月 1 5 日<br>昭和 4 8 年 4 月（移転）                 |
| 施設長         | 城ヶ入こども園 園長                                             |
| 対象児童        | 3 歳児以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする 3 歳児から 5 歳児の児童               |
| 利用定員        | 定 員 計 6 4 名                                            |
| 職員数         | 1 2 名                                                  |
| 特別保育の実施状況   | 預かり保育                                                  |
| 職員への研修の実施状況 | 職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施                      |
| 嘱託医         | 内科 赤松町わたなべ内科クリニック<br>渡辺 洋樹<br>歯科 大場歯科 大場 茂<br>薬剤師 牧 清史 |

#### 5 開園日、開園時間及び休園日

##### < 1 号認定子ども >

|          |                                                                                                      |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開園日      | 月曜日から土曜日                                                                                             |
| 平日保育時間   | 午前 8 時 1 5 分から午後 2 時 1 5 分                                                                           |
| 預かり保育    | 平日 午後 2 時 1 5 分から午後 4 時 1 5 分<br>休業日 午前 8 時 1 5 分から午後 4 時 1 5 分<br>土曜日 午前 8 時 1 5 分から正午              |
| 休園日及び休業日 | 休園日 日曜日、国民の祝日、休日<br>年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）<br>その他市長が必要と認める日<br>休業日 土曜日<br>7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで |

|  |                                                                                  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------|
|  | 1 2 月 2 4 日から 1 2 月 2 8 日まで<br>1 月 4 日から 1 月 6 日まで<br>卒園式・修了式の翌日から入園式の日の<br>前日まで |
|--|----------------------------------------------------------------------------------|

< 2 号認定子ども >

|            |                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------|
| 開園日        | 月曜日から土曜日まで                                                   |
| 開園時間       | 午前 8 時 1 5 分から午後 4 時 1 5 分まで                                 |
| 保育短時間の保育時間 | 午前 8 時 1 5 分から午後 4 時 1 5 分まで                                 |
| 休園日        | 日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（1 2 月 2<br>9 日から 1 月 3 日）<br>その他市長が必要と認める日 |

6 施設の概要

|       |                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地 面積 | 2, 6 9 9.3 1 m <sup>2</sup>                                                                                                                           |
| 建物    | 鉄筋コンクリート造 1 階建て<br>延べ床面積 4 4 7. 6 1 m <sup>2</sup>                                                                                                    |
| 施設の内容 | 保育室 3 室 面積 1 3 6. 0 8 m <sup>2</sup><br>遊戯室 1 0 5. 3 m <sup>2</sup><br>調理室 1 7. 4 m <sup>2</sup><br>幼児用トイレ 2 箇所<br>屋外遊戯場 2, 0 5 8. 3 1 m <sup>2</sup> |

7 職員体制

| 職 名      | 人 数 |
|----------|-----|
| 園長       | 1 名 |
| 主任保育教諭   | 1 名 |
| 保育教諭     | 7 名 |
| 保育アシスタント | 1 名 |
| 用務員      | 2 名 |

## 8 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担

保育料は無償となります。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払い方法については、別途お知らせします。

## 9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 利用児童が小学校に就学したとき

### (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 緊急時の対応

### (1) 園での病気や事故で、緊急に児童を病院へ搬送する場合は、事前に保護者の方に電話で搬送先の病院を相談し、決定してから搬送します。

ただし、保護者の方に連絡が付かない場合は、『緊急連絡表』のかかりつけの病院、内科、外科、歯科に搬送します。

### (2) 台風、地震などの災害に対する対応は、『災害等非常時の対応』をご覧ください。

### (3) 防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等の対策を立て、定期的な避難訓練を実施しています。

## 11 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情などに係る窓口を設置しています。

ご要望・苦情等の受付担当者・・・主任保育教諭

ご要望・苦情等の解決責任者・・・園長

※担当者と責任者の対応によってもご納得いただくことができない方は、本園と第三者の関係にある「相談窓口」を設置していますので、ご相談ください。

## 12 虐待防止について

職員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしないよう資質の向上に努めます。

※児童福祉法第33条の10各号

1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな

行為をさせること

3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置  
その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること

4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童  
等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

また、児童福祉法第33条の12の1項に基づき、虐待の疑いが見受けられる  
場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通告します。